

イメージ

神奈川県

当事者目線の障害福祉推進条例

～ともに生きる社会を目指して～

に基づく基本計画（概要版）

計画の構成

⇒計画 P36

生涯を通じて、すべての県民一人ひとりの人生を大切にしながら、誰もが住み慣れた地域で安心して、その人らしく暮らすことができる、いのち輝く地域共生社会「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指します。

総論 「当事者目線の障害福祉に至った経緯」や、「当事者目線とは何か」、「ともに生きる社会とは何か」 など

I すべての人のいのちを大切に作る取組み

- 各論**
1. すべての人の権利を守るしくみづくり
 2. ともに生きる社会を支える人づくり

虐待防止

意思決定支援



II 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組み

- 各論**
3. 安心して暮らせる地域づくり
 4. 地域生活を支える福祉・医療体制づくり

地域生活
移行支援

地域における
拠点整備



III 障害者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、 いかなる偏見や差別も排除する取組み

- 各論**
5. 社会参加を促進するための環境づくり
 6. 雇用・就業、経済的自立の支援に関するしくみづくり

ともいき
メタバース

インクルーシブ
遊具



IV 地域共生社会の実現に向けた県民総ぐるみの取組み

- 各論**
7. ともに生きるための意識づくり
 8. ともに育つための教育の振興
 9. ともに楽しむための文化・芸術及びスポーツ活動等の振興

障害の
理解促進

インクルーシブ
教育



資料 県の取組みの実績値・目標値、専門用語解説や障害福祉に関する各種マーク、計画策定の経過 など

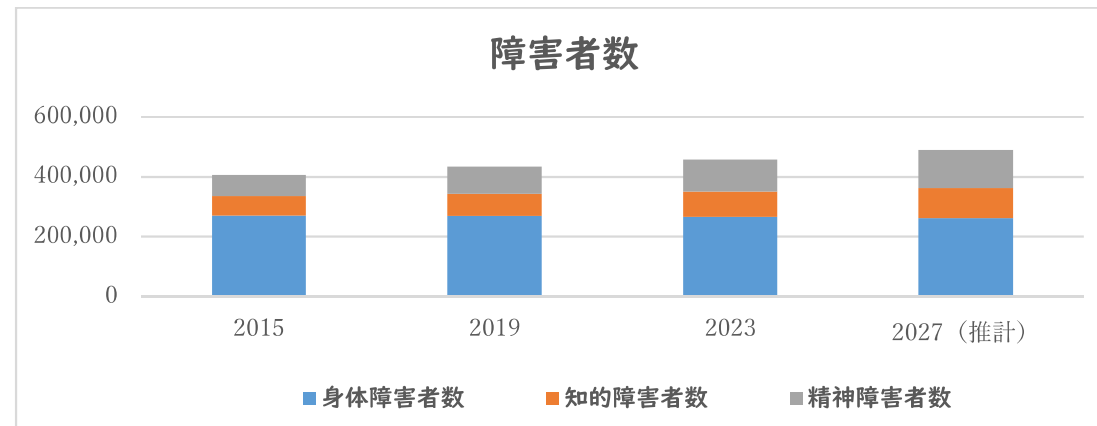
神奈川県障害福祉を取り巻く状況

⇒計画 P24

【神奈川県の人口】

	2019/1/1	2020/1/1	2023/1/1 (2019/1/1との比較)	2030年 推計値(※2)
県内人口(※1)	9,181,625	9,237,337	9,227,910 0.99倍	9,138,000

【障害者数の推移】



- ※3 身体障害者数は、県内で発行された身体障害者手帳の交付者数
 知的障害者数は、他県で発行された療育手帳等も有効としたため、把握数
 精神障害者数は、県内で発行された精神障害者保健福祉手帳の交付者数
 ※4 2027年(令和9)年3月31日(推計値)

障害の定義と、本計画での取り扱い

⇒計画 P27

この計画が対象とする「障害者」は、国の障害者基本法の定義と同様に、「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。

あわせて「発達障害」や「難病」についても、これらが起因する障害があることを踏まえ、障害として捉えています。

計画策定の経緯

⇒計画 P 2

- ・1981年の国際障害者年を機に、障害者の「完全参加」と平等を理念とし1984年3月に策定した「障害福祉長期行動計画」以降、福祉、医療、教育、雇用など様々な分野における障害者に関する施策の基本となる計画を策定し障害者施策の推進を続けて行ってきた
- ・2016年7月26日 県立津久井やまゆり園事件が発生
- ・2016年10月 県議会と共に「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し県政の基本的な理念とした

ともに生きる社会かながわ憲章《かながわ憲章の理念》

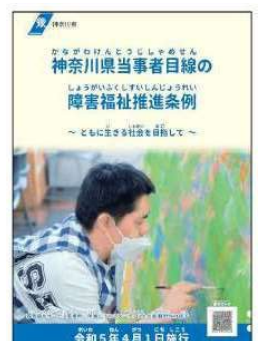
- 一 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 一 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 一 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 一 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます



- ☆2023年10月 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して」を制定、2023年4月施行
- ☆2024年3月 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を指して～に基づく基本計画」を策定

条例の基本理念《大切にすること》

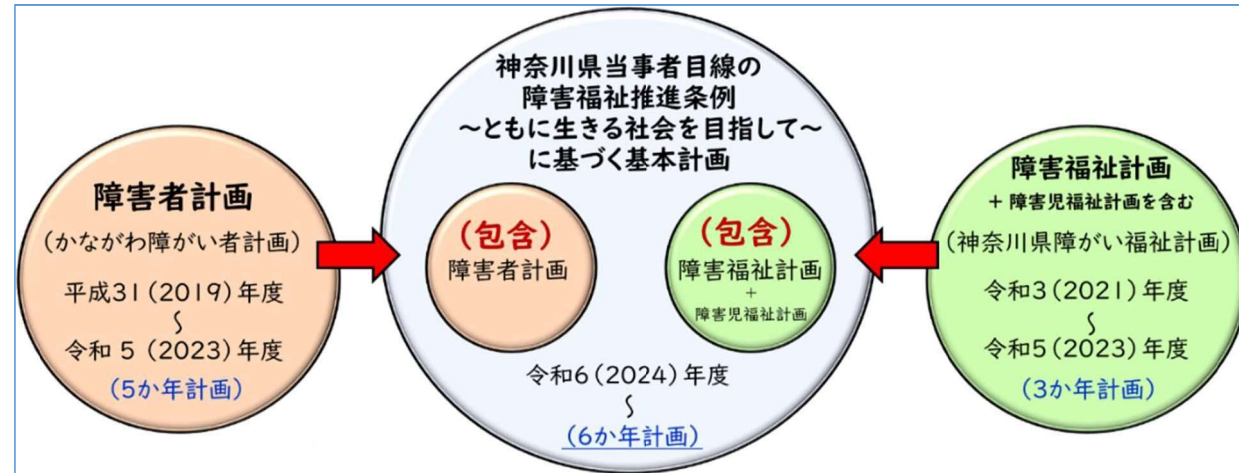
- ・ 個人として尊重されること
- ・ 障害者が自己決定できるようにすること
- ・ 障害者が、希望する場所で、自分らしく暮らせること
- ・ 障害者の可能性を大切にすること
- ・ 障害者だけでなく、周りの人たちも喜びを感じられること
- ・ すべての県民で地域共生社会を実現すること



計画の位置付け

⇒計画 P14

この計画は、これまで県が策定していた「障害者計画」と「障害福祉計画」の2つの計画を、「条例に基づいて策定する計画」と一本化し、「地域共生社会」の実現を目標とした、県の障害福祉に関する施策を網羅した唯一の計画としています。



計画の役割

⇒計画 P16

- ▶障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を計画的に推進すること
- ▶市町村の障害福祉計画等の達成の助けとなること

そのほかにも

- ☆県が目指す「地域共生社会」の実現に向けた考え方や理念、県が行う障害者施策の「現状と課題」「取組みの方向性」を県民に伝えること
- ☆県民からの多くの意見をもとに、現状や課題を再認識し、今後の施策に生かすこと

計画の期間

⇒計画 P16

2024(令和6)年度から2029(令和11)年度までの6年間とします。計画期間の中間である2027(令和9)年度に、数値目標を中心に中間見直しを行います。

当事者目線の障害福祉とは

⇒計画 P6~7

当事者目線の障害福祉推進条例第2条第2項で定義されています。

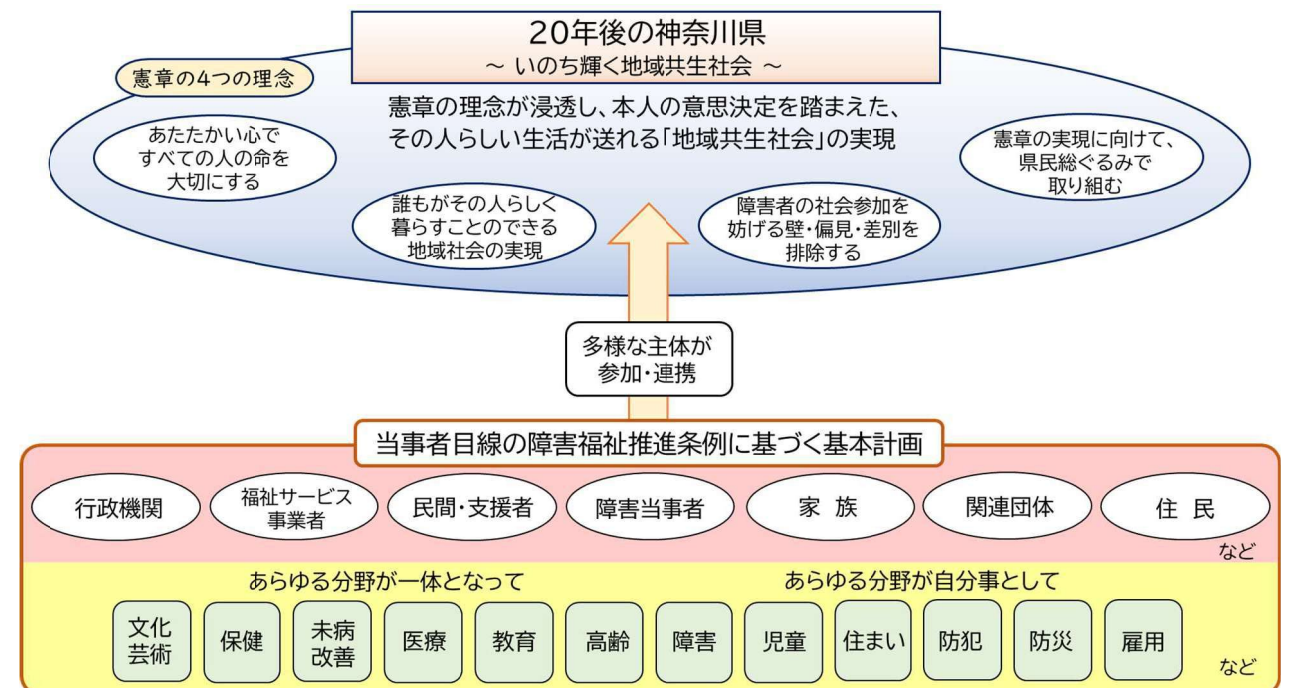
条例においては、「障害者に関わる誰もが障害者一人一人の立場に立ち、その望みと願いを尊重し、障害者が自らの意思に基づいて必要な支援を受けながら暮らすことができるよう社会環境を整備することにより実現される障害者の福祉」としています。

わかりやすく言うと「障害のある人に関係するすべての人が、本人の気持ちになって考えること」「障害のある人が、自分の気持ちや考えで、自分に必要なサポートを受けながら暮らすことができるような社会をつくること」です。

神奈川県が目指す社会

⇒計画 P4

誰もが、いのちを輝かせて暮らすことのできる社会を目指します



およそ20年後(2040年頃)を、「いのち輝く地域共生社会」の実現目標とし、県民一人ひとりがこの目標を「自分事」として理解し、実現に向けて取り組める神奈川県を目指します。

各論では掲載しきれなかった貴重な声の一部を紹介します。

- ・「共生社会」は障害分野だけで進むものではない。
- ・団体を通じて、当事者の声を聞くことが多いと思うが、より多くの意見を聞くならば、団体に属していない障害者の声をどう聞くかが重要。
- ・条例を具体化したものがこの計画であるならば、計画の見直しとともに条例の見直しについても考えていくべき。
- ・「計画ができたから計画のみで進める」としないでほしい。
- ・障害者が1人で出かけられるサービスや、旅行に行きやすい環境が出来てほしい。
- ・制度が現場に追いついていないと感じる。
- ・現場では、職員のボランティア精神で乗り越えていることも多く、負担は大きい。

「ともに生きる社会かながわ憲章」

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」はこちら



概要版音声コード

(憲章)



(条例)



(計画)



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)285-0528 (直通)

FAX (045)201-2051